

●香川県告示第87号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

その関係図書は、香川県土木部港湾課及び直島町建設経済課において令和元年8月23日から同年9月12日まで公衆の縦覧に供する。

令和元年8月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 出願年月日

令和元年7月26日

2 出願人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

直島町

香川郡直島町1122番地1

直島町長 小林 眞一

香川郡直島町1122番地1

3 埋立区域

(1) 位置

香川県香川郡直島町字高田浦834番7から834番10を経て834番11に隣接する地先公有水面

(2) 区域

ア 第1工区

次の各地点を順次に結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点	四等三角点 本村（北緯34度27分39.4258秒、東経133度59分38.0841秒。以下「基点」という。）から94度19分31秒、492.87メートルの地点
②の地点	①の地点から85度56分10秒、2.44メートルの地点
③の地点	②の地点から175度56分13秒、23.13メートルの地点
④の地点	③の地点から86度11分09秒、0.03メートルの地点
⑤の地点	④の地点から175度56分13秒、25.19メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から85度55分22秒、9.69メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から92度01分37秒、1.33メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から175度54分41秒、1.30メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から264度56分41秒、12.86メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から265度52分43秒、0.57メートルの地点

イ 第2工区

次の各地点のうち、①の地点から②の地点を経て⑪から⑱の地点までを順次結んだ線及び⑱の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点	基点から94度19分31秒、492.87メートルの地点
②の地点	①の地点から85度56分10秒、2.44メートルの地点
⑪の地点	②の地点から355度56分03秒、11.37メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から85度56分06秒、0.20メートルの地点
⑬の地点	⑪の地点から355度55分25秒、30.78メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から265度55分33秒、7.84メートルの地点

⑮の地点	⑭の地点から196度22分55秒、2.15メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から85度59分35秒、1.56メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から175度58分44秒、0.57メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から85度59分02秒、4.36メートルの地点

(3) 面積

- ア 全体 261.71平方メートル
- イ 第1工区 138.24平方メートル
- ウ 第2工区 123.47平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

香川県香川郡直島町字高田浦834番7から834番10を経て834番11に隣接する地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びHの地点とAの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点	基点から83度26分49秒、465.86メートルの地点
Bの地点	Aの地点から85度55分23秒、76.67メートルの地点
Cの地点	Bの地点から175度58分51秒、131.16メートルの地点
Dの地点	Cの地点から222度44分19秒、21.18メートルの地点
Eの地点	Dの地点から265度13分55秒、44.57メートルの地点
Fの地点	Eの地点から355度01分34秒、88.23メートルの地点
Gの地点	Fの地点から265度56分51秒、24.19メートルの地点
Hの地点	Gの地点から356度11分22秒、34.12メートルの地点

(3) 面積

10,081.07平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地